

平成23年(ワ)第812号・平成24年(ワ)第23号・平成27年(ワ)第374号
九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

原 告 石 丸 ハツミ 外

被 告 九州電力株式会社

意 見 書

2017年8月3日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦 

弁護士 武 村 二 三 夫 

弁護士 大 橋 さ ゆ り 

復代理人

弁護士 谷 次 郎 

被告の平成29年7月21日付上申書に対する原告らの意見は以下のとおりである。

記

第1 2号機分離を求める被告上申に対する意見

原告らは、被告の上申に対し、2号機の分離について、その必要性も理由も存在しないので反対する。

第2 理由

1 被告上申の趣旨

被告は、玄海原子力発電所2号機について、「現在、燃料を取り外して運転を停止していること」「新規制基準への適合性審査の申請を行っていないから、現時点では再稼動することはありえない」ことを理由として、平成23年(ワ)第812号事件のうち、同2号機についての運転差止請求事件を分離することを求めている。

2 被告主張の理由は失当である。

(1) 本件訴訟を最初に提起した平成23年(ワ)第812号事件では、玄海原子力発電所1号機も含まれていたが、被告が正式に廃炉決定をしたので、1号機に対する請求は取り下げた。

しかし、2号機については被告は廃炉決定もしないばかりか、被告の社長は2号機も運転したい旨の発言をしており、現在、適合性審査を出していなくても、いずれ申請をして再稼動する危険がある。

(2) 2号機について、被告は廃炉の意思表示はしていないから、新規制基準への適合性審査を行うことや、原則40年で廃炉にされるべき原子炉を例外的に40年超の許可申請を行うことなど、これからまだまだ被告が利用する危険がある。

したがって、被告の上記2つの理由は分離を求める理由にはならない。

3 分離することは原告らにとって不利益である。

(1) これまで本件訴訟は、2号機、3号機、4号機の各原子炉の構造や機能において発電量以外はほぼ共通しているため、統一的に論じてきた。主たる争点た

る耐震性も、配管破断の問題も共通しており、安全性の問題を統一して論じてきた。

- (2) にもかかわらず、今、この段階になって分離することは、2号機について審査を著しく伸ばし、その解決を遠くに押しやる危険がある。被告がどのような主張立証を考えているのか不明であるが、2号機の特殊性をことさらに3号機、4号機と区別して主張立証すれば、遅延させることも可能であろう。
- (3) また、配管破断の問題についていと、もともと、2号機で発生した「ひび割れ」がこの出発点となっており、その「ひび割れ」を起こした2号機と統一的に3号機、4号機の議論をしてきたわけで、2号機を切り離すと、あたかも3号機、4号機は「ひび割れ」について議論しなくてもよいかの如き外観を呈してしまう。
- (4) そもそも、この時期になって主張される内容ではありえない。

これまで、被告もことさら2号機を3号機、4号機と区別して主張、立証はしてきていない。ということは、区別して主張、立証する必要性がなかったことを示しているのに、ここに来て、突如「必要性が発生」ということはありえないと考える。

いずれにしても、被告の要求は正当なものとは考えられず、貴裁判所におかれでは、従来どおり、分離せず審理を進められることを求めます。

以上



佐賀新聞
LIVE

8月3日 (木)

今日の天気予報

記事掲載

紙面を見る

記事データベース

キーワード

トップ 佐賀 全国・世界 文化・芸能 特集・連載・オピニオン サガン鳥栖 写真館 fit おくやみ

現在位置： トップ 佐賀ニュース 行政・社会 玄海2号機運転40年超も視野に 九電社長が検討示唆



ツイート



印刷

玄海2号機運転40年超も視野に 九電社長が検討示唆

2017年01月01日 08時50分



瓜生道明社長

九州電力の瓜生道明社長は佐賀新聞社のインタビューに応じ、運転開始から35年を経過した玄海原発2号機（東松浦郡玄海町）の存廃について、

「事業者としては動かしたい」と述べ、40年超の運転延長も視野に検討を進めていく考えを示唆した。ただ、運転延長が認められる可能性や判断時期は明言せず、「投資額に限度がある中で原子力規制委員会の審査は厳しい」とハードルの高さもにじませた。

玄海2号機は1981年3月に運転を始め、4年後に丸40年を迎える。原子炉等規制法は原発の運転期間を原則40年に制限しているが、規制委が認可すれば最長20年運転できる。全国では、関西電力高浜1、2号機（福井県）、関電美浜原発3号機（同）が運転延長を認可された。

瓜生社長は玄海1号機の廃炉を決めた際の無念さを強調し、「感情論としては動かしたい」と述べた。運転延長の最大の課題は「耐震補強」とし、「再稼働した川内原発（鹿児島県）も地震対策に時間とお金が一番かかっている」と説明した。

3、4号機の再稼働については、佐賀県と玄海町の同意は最低限必要との考え方を示す一方、地元同意の範囲に関しては「どこにも定められた基準はなく、定義が難しい」と強調した。

原発の敷地内外で建設を検討している使用済み燃料の乾式貯蔵施設に関し、玄海町以外に設ける可能性は「同意手続きのハードルがかなり高い」と否定的な見方を示した。

関連トピックス： 原発再稼働 九電 玄海 川内

8月3日 (木)



記事アクセスランキング

24時間 1位

1 【続報】護送車突っ込み、5人搬送！

2 ロッテ元応援団制作の応援歌完成

3 腸音でコノシロばし調査

4 佐賀南署、女子逮捕



ツイート



印刷